

「北海道科学技術振興条例」の解説

平成21年4月

北海道総合政策部科学 IT 振興局科学技術振興課

目次

【条例全文】	…	i
【解説】		
前文	…	1
第1章 総則（第1条—第9条）		
第1条 目的	…	2
第2条 定義	…	3
第3条 基本理念	…	4
第4条 道の責務	…	6
第5条 大学等の役割	…	6
第6条 事業者の役割	…	7
第7条 支援団体の役割	…	7
第8条 金融機関等の役割	…	8
第9条 道民の役割	…	8
第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等		
第1節 基本計画（第10条）		
第10条 基本計画	…	9
第2節 科学技術の振興に関する基本的施策（第11条—第18条）		
第11条 研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進	…	10
第12条 道における試験研究等の推進	…	10
第13条 産学官及び金融機関等の協働の促進	…	11
第14条 知的財産の創造、保護及び活用	…	11
第15条 人材の育成等及び道民の理解の増進	…	12
第16条 科学技術の振興を図るための体制の整備	…	12
第17条 財政上の措置	…	12
第18条 推進状況の公表	…	13
第3章 北海道科学技術審議会（第19条—第26条）		
第19条 設置	…	14
第20条 所掌事項	…	14
第21条 組織	…	14
第22条 委員及び特別委員	…	15
第23条 会長及び副会長	…	15
第24条 会議	…	16
第25条 部会	…	16
第26条 会長への委任	…	16
附 則	…	17

北海道科学技術振興条例

(平成20年北海道条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等

第1節 基本計画(第10条)

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策(第11条—第18条)

第3章 北海道科学技術審議会(第19条—第26条)

附則

科学技術の進歩は、20世紀以降の工業化の進展やそれに伴う経済活動の拡大など、これまで人々に繁栄と豊かさをもたらしてきており、地球環境の保全や安全で安心な生活の実現など、時代の要請にこたえる科学技術の重要性はますます高まっている。

北海道は、雄大な山河や森林、湿原、湖沼などが広がる大地に多様な植生や野生動物が息づく豊かな自然環境と資源に恵まれており、私たちは、美しい北海道の自然環境と経済発展とが調和する社会を築き上げ、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

こうした状況の中で、地域の強みや資源を生かしつつ、自由な発想の下、北海道から科学的発見や技術的発明などを基盤とした新たな価値を生み出すとともに、本道をめぐる様々な課題に対応していくことが求められている。

そのためには、科学技術の振興に携わる者が共通の目標を持ち、国際的な視点に立って、適切な役割分担による協働を推進するとともに、道民が科学技術に対する理解と関心を高め、社会全体で科学技術の将来の担い手を育成していかなければならない。

このような考え方に立って、科学技術の振興を通じ、本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本道における科学技術の水準の向上並びに新たな経済的価値及び社会的価値の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「大学等」とは、道内に所在する大学及び高等専門学校その他試験研究機関(道又は事業者が設置するものを除く。)をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、科学技術に対する理解の増進、大学等又は事業者が行う研究開発その他の科学技術の振興に資する取組を支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫その他の金融機関及び株式の取得等を通じて業として事業者に対する投資を行う者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「産学官」とは、事業者、大学等、支援団体、国、道及び市町村をいう。

(基本理念)

第3条 科学技術の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

(1) 本道の経済の活性化、道民生活の安定向上及び環境と調和した社会の実現に重要な役割を果たすとの認識の下に、国際的な視点に立ちつつ行うこと。

(2) 研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、広範な分野における基礎研究、応用研究及び開発研究の調和を図りつつ行うこと。

(3) 産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働により取り組むこと。

(4) 農林水産物等の資源、気候、風土等の地域特性その他地域の潜在力を生かすこと。

(5) 道民の理解及び協力の下、活力を持って持続的に行われること。(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町村その他の関係者との緊密な連携の下、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、市町村が科学技術の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。(大学等の役割)

第5条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究及びその成果の社会への還元等を通じ、地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じ、事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとする。(支援団体の役割)

第7条 支援団体は、基本理念にのっとり、道民の科学技術に対する理解の増進並びに研究成果の普及及び移転への支援等を通じ、本道における科学技術の振興を促進するよう努めるものとする。(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、地域における事業者の意欲ある取組の発掘及び育成、事業化に向けた産学官への助言等を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。(道民の役割)

第9条 道民は、基本理念に対する理解を深め、科学的なものの見方及び考え方を育むことが重要であること並びに科学技術の振興が道民生活の向上及び地域社会の活性化に資することを認識し、科学技術の振興に関する催し等に積極的に参加するよう努めるものとする。

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第10条 道は、本道における科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 科学技術の振興に関する基本的な目標及び施策
- (2) 科学技術の振興に関し重点的に講ずる措置
- (3) 施策を推進するための手法及び体制
- (4) その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道科学技術審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

らない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策
(研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進)

第11条 道は、国等の関係機関と連携し、研究者等の交流、共同研究の体制の構築等を通じた研究開発に関する拠点の形成、大学等における研究開発の推進並びに研究成果の移転及び事業化の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(道における試験研究等の推進)

第12条 道は、道民生活の向上並びに産業の育成及び発展等のため、効果的かつ機動的な試験研究機能の充実に努め、地域の課題に対応した研究開発及びその成果の普及並びに技術支援等を推進するものとする。

(産学官及び金融機関等の協働の促進)

第13条 道は、科学技術の振興に当たって、産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働が重要であることにかんがみ、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産の創造、保護及び活用)

第14条 道は、本道の活力を維持し、その強化を促進するため、国等の関係機関と連携し、知的財産の創造、保護及び活用に必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成等及び道民の理解の増進)

第15条 道は、国等の関係機関と連携し、学習の機会の充実、科学技術に関する啓発及び知識の普及等により、科学技術を支える人材の育成及び確保並びに道民の科学技術に対する理解の増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、科学技術の振興に関して優れた取組をした者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興を図るための体制の整備)

第16条 道は、国等の関係機関と連携し、科学技術の総合的かつ戦略的な振興を図るために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第17条 道は、科学技術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年、科学技術の振興に関する施策の推進状況について公表しなければならない。

第3章 北海道科学技術審議会

(設置)

第19条 北海道における科学技術の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道科学技術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第20条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、科学技術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 基本計画の推進に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、科学技術の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第22条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 科学技術の振興に関する知見を有する者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(北海道科学技術審議会条例の廃止)

2 北海道科学技術審議会条例(昭和28年北海道条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道科学技術審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定により置かれている北海道科学技術審議会(以下「旧審議会」という。))は、第19条の規定により置かれた審議会とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定により旧審議会の委員に委嘱されている者は、第22条第1項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第3条第2項の規定により委嘱された日から起算する。

5 この条例の施行の日前に、基本計画の策定に関し、旧審議会の意見を聴いたときは、同日以後においては、第10条第4項の規定による意見の聴取をしたものとみなす。

(検討)

6 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(前文)

科学技術の進歩は、20世紀以降の工業化の進展やそれに伴う経済活動の拡大など、これまで人々に繁栄と豊かさをもたらしてきており、地球環境の保全や安全で安心な生活の実現など、時代の要請にこたえる科学技術の重要性はますます高まっている。

北海道は、雄大な山河や森林、湿原、湖沼などが広がる大地に多様な植生や野生動物が息づく豊かな自然環境と資源に恵まれており、私たちは、美しい北海道の自然環境と経済発展とが調和する社会を築き上げ、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

こうした状況の中で、地域の強みや資源を生かしつつ、自由な発想の下、北海道から科学的発見や技術的発明などを基盤とした新たな価値を生み出すとともに、本道をめぐる様々な課題に対応していくことが求められている。

そのためには、科学技術の振興に携わる者が共通の目標を持ち、国際的な視点に立って、適切な役割分担による協働を推進するとともに、道民が科学技術に対する理解と関心を高め、社会全体で科学技術の将来の担い手を育成していかなければならない。

このような考え方に立って、科学技術の振興を通じ、本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

【解 説】

- ◆ 前文は、条例本体の前に置かれ、具体的な規範（行動等の基準）を定めたものではありませんが、本条例を制定する背景や条例の目的などを明らかにし、条例全般にわたり各条文の解釈・運用上の基準となるものです。
- ◆ 条例制定の背景として、地球環境の保全や安全で安心な生活の実現を図る上から、科学技術の重要性はますます高まっていること、また、豊かな自然環境と資源を有する北海道においては、自然環境と経済発展が調和する社会の構築を目指す必要があることを明らかにしています。
- ◆ 上記のような状況を踏まえ、科学的発見や技術的発明などを通じて、新たな価値の創出や本道における様々な課題解決を進めることが求められており、このためには、道をはじめ、関係者の協働が重要であること、また、道民の科学技術に対する理解と関心を高めることによる将来の担い手育成も重要となっていることを示しています。
- ◆ 以上のような考え方を基本として、科学技術の振興を通じ、本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造、環境と調和した持続した社会の実現に寄与することを目的として、道民の総意で条例を制定するものであることを示しています。

第1章 総則

この章では、本条例の目的や用語の定義のほか、科学技術の振興に当たっての基本理念とともに、道の責務やその他関係者の役割を規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本道における科学技術の水準の向上並びに新たな経済的価値及び社会的価値の創出を図ることを目的とする。

【解説】

- ◆ 本条例は、道内企業や大学などにおける、研究開発による科学技術の水準の向上を目指すとともに、イノベーションの創出(注)を図ることを目的として制定されたものです。

(注) イノベーションの創出

科学技術の知識や知見に基づいた、新しい製品やサービスの開発、製造プロセスの改良が、経済発展など新たな経済的価値や、安全・安心で快適な暮らしの実現など社会的な変化をもたらすこと。

- ◆ この目的を達成するためには、本道における科学技術の振興を関係者が一体となり、計画性を持って推し進めることが重要であるので、次条以下において、科学技術振興の基本理念、条例の制定主体である道の責務や関係者の役割のほか、道の施策の基本となる事項を定める旨を明らかにしています。
- ◆ なお、本条例における「科学技術」については、科学技術基本法（平成7年法律第130号）と同様に、人文科学のみに係るものを除くこととしています。ただし、例えば科学技術をどう使うかということは技術倫理と密接に関係しているなど、自然科学と人文科学相互の調和は、科学技術の発展に重要であると考えています。

(定義)

第2条 この条例において「大学等」とは、道内に所在する大学及び高等専門学校その他試験研究機関（道又は事業者が設置するものを除く。）をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、科学技術に対する理解の増進、大学等又は事業者が行う研究開発その他の科学技術の振興に資する取組を支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫その他の金融機関及び株式の取得等を通じて業として事業者に対する投資を行う者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「産学官」とは、事業者、大学等、支援団体、国、道及び市町村をいう。

【解説】

ここでは、本条例の中で用いられる用語を定義しています。

(第1項)

- ◆ 「大学等」とは、大学（大学院、短期大学を含む）や高等専門学校のほか、試験研究に関する業務を行う独立行政法人などの機関（いわゆる「研究所（センター）」など）のことをいいます。

(第2項)

- ◆ 「支援団体」とは、以下に示すような科学技術の振興に寄与する活動を行う法人（財団法人、社団法人、NPO 法人等）又は法人格を持たない任意団体（協議会、実行委員会等）のことをいいます。

- ・ 道民に対して科学技術についての理解を深めてもらうための活動
- ・ 研究費の助成を行うなど大学や企業等の研究開発に対する支援
- ・ 企業等に対する大学等の技術情報の提供等による商品開発の支援
- ・ 産学官の連携支援などのコーディネート活動 など

(第3項)

- ◆ 「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、証券会社など金融業を営む者のことをいい、「ベンチャーキャピタル」と呼ばれる、証券市場への株式上場を目指す新興企業に対する投資と育成支援等を行う者を含んでいます。

- ◆ 金融機関等は、研究開発等に直接携わる企業等とは異なり、新規事業の発掘や育成、事業化に向けた助言等、地域経済の活性化に際して特別な役割が増していることから、本条例では事業者（企業など）とは別に定義をしたものです。

(第4項)

- ◆ 「産学官」とは、企業等のほか、大学や試験研究機関、支援団体、国の機関、道、市町村のことをいいます。

- ◆ なお、他に一般的な用語として「産官学」や「産学公」が使われることもありますが、いずれもほぼ同様の範囲を示すものと考えています。

(基本理念)

第3条 科学技術の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 本道の経済の活性化、道民生活の安定向上及び環境と調和した社会の実現に重要な役割を果たすとの認識の下に、国際的な視点に立ちつつ行うこと。
- (2) 研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、広範な分野における基礎研究、応用研究及び開発研究の調和を図りつつ行うこと。
- (3) 産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働により取り組むこと。
- (4) 農林水産物等の資源、気候、風土等の地域特性その他地域の潜在力を生かすこと。
- (5) 道民の理解及び協力の下、活力を持って持続的に行われること。

【解説】

ここでは、科学技術の振興を図る上での基本的な考え方を規定しています。

《第1号》

- ◆ 本条例の前文で明らかにしているとおり、科学技術の振興は、経済の活性化をはじめ、安全で安心な暮らしの実現など、道民生活の安定向上や環境と調和した社会の実現に重要な役割を果たすという基本的な考え方を示すものです。
- ◆ また、産業経済のグローバル化が進展する今日では、本道で生まれた研究成果が世界規模での経済・社会問題の解決に役立つ可能性を秘めており、例えば特許等の知的財産の創造、保護（権利化）、活用においても、世界の動向を考慮しつつ進めることが重要であることなどから、研究開発等に際しては、「国際的な視点」を持って取り組むこととしています。

《第2号》

- ◆ 科学技術の水準の向上とイノベーションの創出のためには、研究者や技術者一人ひとりが創造性を発揮することの重要性とともに、幅広い研究分野において、基礎から開発までの各段階の研究がいずれかに偏ることなく発展していくことが重要であることを示すものです。

【参考】

※ 研究開発の性格別区分（総務省統計局「科学技術研究調査」による）

(基礎研究)

特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため、又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究のことをいう。

(応用研究)

基礎研究によって発見された知識を利用して、特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して、新たな応用方法を探索する研究のことをいう。

(開発研究)

基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究のことをいう。

《第3号》

- ◆ 産学官及び金融機関等、科学技術の振興に携わる者が、それぞれの得意分野を生かしながら、目標を共有して相互に連携・協力して取り組むことが重要であることを示すものです。
- ◆ なお、道の責務や大学など関係者の役割については、第4条から第8条までに規定しています。

《第4号》

- ◆ 科学技術の振興に当たっては、他の都府県と比較して優位性のある地域特性や潜在的な可能性（潜在力）を十分に生かしていくことが重要です。本道の「地域特性」や「潜在力」には、冷涼な気候風土や各種生物資源などの自然環境のほか、知見やノウハウ、研究者等の集積などの社会的要素も挙げられ、例えば、IT（情報技術）やバイオ、環境などの分野は、本道の地域特性や潜在力を生かすものと考えています。

《第5号》

- ◆ 科学技術が発展する一方で、これによって社会や身体等にもたらされる影響等について不安を感じる方もいると考えられますので、必要な情報を提供するなど道民の理解を得る取組が不可欠であること、また、こうした理解があつてこそ将来にわたって科学技術振興に対する道民の協力が得られることを示すものです。
- ◆ 特に、青少年において、理科（科学）に対する興味が高まることは、高等専門学校や理科系大学等への進学あるいは研究開発等に関わる企業等への就職につながり、道内における科学技術に関する取組がさらに活性化していくものと考えています。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他の関係者との緊密な連携の下、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、市町村が科学技術の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

ここでは、条例の制定主体である道の責務について規定しています。

(第1項)

- ◆ 道は、第3条に定める基本理念にのっとり、「科学技術基本計画」に基づく各種の施策を講じている国をはじめ関係機関と緊密な連携を図り、産学官及び金融機関等の協働による研究開発や研究成果の実用化・事業化の促進、道民に対し科学技術について理解を深めてもらうための活動など、必要な施策を総合的かつ計画的に推進する責務を負っていることを示すものです。

(第2項)

- ◆ 市町村が地域の特性を生かし科学技術の振興に関する施策を実施しようとする場合、そのような取組は当該市町村のみならず北海道全体にとって重要であることから、道は、助言等の必要な支援を行うこととしています。

【参考】

※ 科学技術基本法（平成7年法律第130号 抜粋）

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、科学技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(大学等の役割)

第5条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究及びその成果の社会への還元等を通じ、地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。

【解説】

- ◆ 大学等においては、教育・研究機関としての役割に加え、近年は研究成果の社会還元等による地域貢献の機運が高まっており、関係機関・企業等との連携による研究開発や人材育成のほか、広く一般道民を対象とした開放事業や公開講座を行うなど様々な取組が行われています。

- ◆ 本条において、大学等は、科学技術や地域の産業の次代を担う人材の育成をはじめ、本道の地域特性を生かした研究開発や企業等との連携による研究成果の実用化・事業化等を通じて、地域の活性化に貢献するとともに、集積した人材や知識を生かした「知の拠点」としての機能の充実に努めることが求められていることを示すものです。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じ、事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとする。

【解説】

- ◆ 本条例における「事業者」とは、自ら研究開発を行う企業等のほか、特許などの知的財産を活用し商品化する者などのことをいい、既に事業を行っている者のほか、いわゆる研究開発型ベンチャー企業を設立しようとする者を含んでいます。
- ◆ 本条において、事業者は、消費者である道民のニーズや要請を的確に把握し、産学官の共同研究や知的財産の活用、大学等の研究成果の実用化・事業化などを通じて、自らの事業を高度化するとともに、地域経済の発展に寄与することが求められていることを示すものです。

(支援団体の役割)

第7条 支援団体は、基本理念にのっとり、道民の科学技術に対する理解の増進並びに研究成果の普及及び移転への支援等を通じ、本道における科学技術の振興を促進するよう努めるものとする。

【解説】

- ◆ 支援団体は、道民に対して科学技術についての理解を深めてもらうための活動をはじめ、大学等が行う研究開発への支援や、企業等の求めによる技術情報の提供やコーディネート活動を通じた商品開発の支援など、様々な活動を行っています。
- ◆ 本条において、支援団体は、これらの活動を通じて、本道の科学技術の振興を促進することが求められていることを示すものです。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、地域における事業者の意欲ある取組の発掘及び育成、事業化に向けた産学官への助言等を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

【解説】

- ◆ 金融機関等は、事業資金の融資や投資といった基本的な役割に加え、近年は、大学等の研究成果を事業化しようとする企業等の取組（ビジネスプラン）に対する目利きなどによる新規事業の発掘をはじめ、企業等と支援機関や大学等との橋渡し（マッチング）、ベンチャー企業等に対するマーケティングや株式公開に向けた支援など、地域産業の育成に欠かせない存在として、その重要性が高まりつつあります。
- ◆ 本条において、金融機関等は、これらの活動を通じ、企業等との関係を一層強化し、地域経済の活性化に寄与することが求められていることを示すものです。

【参考】

- ※ 金融庁は、中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合）に向け、平成15年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を、平成17年3月に「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を策定しており、これらのアクションプログラムでは「創業・新事業支援機能等の強化」や「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」など、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の機能強化に向けた具体的な取組が示されています。

(道民の役割)

第9条 道民は、基本理念に対する理解を深め、科学的なものの見方及び考え方を育むことが重要であること並びに科学技術の振興が道民生活の向上及び地域社会の活性化に資することを認識し、科学技術の振興に関する催し等に積極的に参加するよう努めるものとする。

【解説】

- ◆ 本道における科学技術の振興は、本条例の前文で明らかにされているとおり、経済の活性化だけではなく、安全・安心な生活基盤の創造や環境と調和した持続的な社会の実現など、広く道民のため、また未来の北海道のために推進されるものであるとともに、第3条の基本理念で示されているとおり、道民の理解と協力があってはじめて達成されるものです。
- ◆ 道民一人ひとりが科学技術に対して関心を持ち、親しんでいただくことが大切であることから、本条において、道民は、科学的なものの見方や考え方を育むことが重要であること、また、科学技術の振興が道民生活の向上等に資することを認識し、科学技術に対する理解を深めるための各種イベントやフォーラムなどに積極的に参加するよう努めることが求められていることを示すものです。

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等

第1節 基本計画

この節では、第4条に定める道の責務に関連し、科学技術の振興に関して策定する基本計画の内容及び策定の手続きなどについて規定しています。

第10条 道は、本道における科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 科学技術の振興に関する基本的な目標及び施策
- (2) 科学技術の振興に関し重点的に講ずる措置
- (3) 施策を推進するための手法及び体制
- (4) その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道科学技術審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【解説】

(第1項～第2項)

- ◆ 基本計画には、科学技術の振興を通じて目指す基本的な目標をはじめ、これを実現するための基本的な施策、科学技術の振興を図る上で重点的に取り組む事項、また、その推進手法や推進体制等について定めることを示すものです。

(第3項～第6項)

- ◆ 基本計画の策定又は変更に当たっては、道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施等による道民意見の反映や、本条例の第3章に定める北海道科学技術審議会の意見を聴取するとともに、策定又は変更した内容については速やかに公表することを定めるものです。

なお、北海道科学技術審議会の意見聴取については、附則において経過措置が設けられています。

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策

この節では、科学技術の振興に関して道が取り組む基本的施策について規定しています。

(研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進)

第11条 道は、国等の関係機関と連携し、研究者等の交流、共同研究の体制の構築等を通じた研究開発に関する拠点の形成、大学等における研究開発の推進並びに研究成果の移転及び事業化の促進に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- ◆ 道は、研究開発の充実や研究成果の実用化・事業化等を促進するための施策に取り組むこととしています。このような取組としては、次のようなものがあります。
 - ・大学等を核とし、先端的な研究開発を行う拠点や、そこでの研究成果を事業化に結びつける仕組みであるリサーチ&ビジネスパークなどの形成を促進すること
 - ・道自らが実施する事業のみならず、国や独立行政法人等の競争的資金の獲得支援などにより、地域における共同研究などを推進すること
 - ・地域特性や潜在力を生かした研究開発の推進や、起業を支援する環境整備などにより、大学等における研究成果の企業等への移転を図ること など
- ◆ 上記の取組は、道のみで行えるものではなく、また、その実効を上げるためには、産学官や金融機関等の関係者との連携は欠かせないと考えています。
- ◆ なお、「研究開発に関する拠点」とは、大学等をはじめとする複数の研究機関（施設）等が存在し、これらの機関に所属する研究者やコーディネーター等の人的ネットワークが構築され、イノベーションの創出に向けた共同研究等の取組が持続的に行われる場を想定しているものです。

(道における試験研究等の推進)

第12条 道は、道民生活の向上並びに産業の育成及び発展等のため、効果的かつ機動的な試験研究機能の充実に努め、地域の課題に対応した研究開発及びその成果の普及並びに技術支援等を推進するものとする。

【解説】

- ◆ 道は、自ら設置する機関や、地方独立行政法人などその運営に関与する機関等における試験研究等を通じて、道民生活の向上や道内産業の育成・発展に向けた施策に取り組むこととしています。これらの取組としては、次のようなものが考えられます。
 - ・政策的・戦略的な研究開発が行えるよう、関係機関等との柔軟な連携や分野横断型研究開発機能を充実すること
 - ・地域の要望を踏まえた課題解決を図るための研究開発や、技術相談・技術指導を通じた企業への技術移転を進めること
 - ・その他、企業等と大学等研究機関をつなぐコーディネート機能の充実に努めること など

(産学官及び金融機関等の協働の促進)

第13条 道は、科学技術の振興に当たって、産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働が重要であることにかんがみ、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- ◆ 道は、第11条に掲げた「研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進」のための重要な手立てである、産学官及び金融機関等の協働を促進するための施策に取り組むこととしています。このような取組としては、次のようなものが考えられます。
 - ・研究シーズの事業化や効率的な研究開発の推進に向けた連携協定の締結など、産学官及び金融機関等との連携を進めること
 - ・大学等が主体となった共同研究プロジェクトや、地域の産学官及び金融機関の連携による研究開発の取組などを支援すること
 - ・支援団体の機能強化などにより、産学官の共同研究やネットワーク形成の促進を図ること など

(知的財産の創造、保護及び活用)

第14条 道は、本道の活力を維持し、その強化を促進するため、国等の関係機関と連携し、知的財産の創造、保護及び活用に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- ◆ 道は、研究開発の充実や研究成果の移転に欠かせない、知的財産の創造、保護（権利化）そして活用という“知的創造サイクル”の確立に取り組むことを明らかにするものです。
- ◆ 道では、道内の関係25機関で構成する「北海道知的財産戦略本部」を通じた取組などにより、知的財産に関する相談機能の充実や知的財産の活用の促進に向けた情報の提供をはじめ、知的財産専門人材の育成などを行うこととしています。

【参考】

※ 知的財産基本法（平成14年法律第122号 抜粋）

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※ 知的創造サイクル（経済産業省ホームページより）

「特許制度には、(1) 技術開発をおこなった人にその成果を知的財産として認め、(2) 特許権のライセンスの権利の活用などによって、研究開発にかかった費用を回収し、(3) そしてふたたび新しい研究開発に役立ててもらおう、という大きな目的があります。こうした、研究開発（知的創造）→特許権の取得（権利設定）→特許料の回収（権利活用）、さらに新しい研究開発（知的創造）へと循環する状態を、知的創造サイクルといいます。」

(人材の育成等及び道民の理解の増進)

第15条 道は、国等の関係機関と連携し、学習の機会の充実、科学技術に関する啓発及び知識の普及等により、科学技術を支える人材の育成及び確保並びに道民の科学技術に対する理解の増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、科学技術の振興に関して優れた取組をした者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第12条から第14条までは、いずれも第11条に掲げた「研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進」を直接的に進めるための施策について定めていますが、ここでは、これらの取組を下支えする、科学技術を支える人材の育成・確保や、道民に対し科学技術について理解を深めてもらうための取組について規定しています。

(第1項)

- ◆ 第3条の基本理念で示されているとおり、科学技術の振興は道民の理解と協力の下に進める必要があり、道民に対して科学技術についての理解を深めてもらう取組は、将来にわたる科学技術を支える人材の育成・確保にとっても重要です。
- ◆ このことを踏まえ、道は、国や支援団体等の関係機関と連携し、企業や大学等において研究開発等に従事する人材の育成や、子どもから大人まで幅広い層に向けた科学技術に対する理解を深めるための活動などに取り組むこととしています。

(第2項)

- ◆ 科学技術に関する普及啓発にも資するよう、科学技術の振興に関して優れた取組をした者の表彰等を行うこととしています。

(科学技術の振興を図るための体制の整備)

第16条 道は、国等の関係機関と連携し、科学技術の総合的かつ戦略的な振興を図るために必要な体制を整備するものとする。

【解説】

- ◆ 道は、北海道における科学技術振興施策の推進を実効あるものとするための体制整備に取り組むことを明らかにするものです。
- ◆ 具体的には、本条例の第3章に定める北海道科学技術審議会において、新たに基本計画の推進に関する調査審議を行うこととするなど、その機能の充実を図るほか、道内の産学官及び金融機関等のトップによる迅速な意思決定の場や庁内の政策調整及び横断的な施策推進の機能を担う組織の設置を進めることとしています。

(財政上の措置)

第17条 道は、科学技術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

道は、第11条から第16条までに掲げた基本的施策を実施するため、必要な予算の確保に努めることとしています。

(推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年、科学技術の振興に関する施策の推進状況について公表しなければならない。

【解説】

- ◆ 道では、各種施策の着実な推進を図るためには、その推進状況の把握と必要な見直しを行っていくことが重要であり、また、施策の取組状況について積極的に情報発信を行うことが、道民に対して科学技術についての理解を深めてもらうことにもつながると考えています。
- ◆ このため、科学技術の振興に関する施策の推進状況を毎年とりまとめ、道のホームページなどを活用し公表していくこととしています。

第3章 北海道科学技術審議会

この章では、知事の附属機関（諮問機関）である北海道科学技術審議会について、その組織や所掌事項等について規定しています。

なお、本条例の制定に伴い、北海道科学技術審議会条例（昭和28年北海道条例第3号。以下「審議会条例」という。）は廃止しました。

（設置）

第19条 北海道における科学技術の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道科学技術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

【解説】

ここでは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく知事の附属機関として北海道科学技術審議会を設置することを規定しています。

（所掌事項）

第20条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、科学技術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 基本計画の推進に関し調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、科学技術の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

【解説】

（第1項～第2項）

- ◆ 審議会条例では、知事の諮問に応じて、科学技術を道政に反映させるための措置に関することや、科学技術の振興及び普及に関することなど、科学技術の振興に関する重要事項について調査審議を行うこととしていました。
- ◆ 本条例では、これら重要事項に加え、基本計画に関する「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）」のサイクルを確立する観点から、新たに基本計画の推進に関する調査審議（点検評価）を所掌事項とするほか、審議会の判断で知事に建議することができることとし、審議会の機能の充実を図ることとしています。

（組織）

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

【解説】

（第1項～第2項）

- ◆ 審議会は、15人以内の委員で構成するとともに、より専門分野に特化した調査審議事項が発生した場合など、15人の委員だけでは審議が困難である場合、特別委員を置くことができることとしています。

(委員及び特別委員)

第22条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 科学技術の振興に関する知見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

【解説】

ここでは、委員及び特別委員の任命基準等について規定しています。

(第1項)

- ◆ 委員及び特別委員は、学識経験者や科学技術の振興に関する知見を持つ方々などの中から、知事が任命します。

(第2項～第4項)

- ◆ 委員の任期は2年（再任は可能）ですが、特別委員の任期は、付託された事項の調査審議が終了するまでとなります。

(第5項)

- ◆ 職務を遂行できなくなるような理由が委員に生じた場合、任期にかかわらず、知事は当該委員を解任することができることとしています。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

【解説】

ここでは、審議会の役員について規定しています。

(第1項～第4項)

- ◆ 審議会には、委員の互選により会長（1人）と副会長（2人）を置くこととし、会長は審議会の代表として、会の業務を取りまとめ管理するとともに、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合に代理することとしています。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

【解説】

ここでは、会議の招集方法、定足数及び議決方法について規定しています。

(第1項～第2項)

- ◆ 会議は、会長が招集し、委員（及び特別委員）の2分の1以上の出席により成立します。

(第3項)

- ◆ 議事は、出席者の過半数の賛成で決定します。

(部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

【解説】

ここでは、審議会の部会について規定しています。

(第1項～第2項)

- ◆ より専門分野に特化した調査審議事項等が発生した場合など、必要に応じて審議会に部会を設置することができ、部会は、審議会から付託された事項のみを調査審議します。

(第3項～第4項)

- ◆ 部会長並びに部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名します。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

【解説】

- ◆ 本条例では、審議会については、基本的事項のみを定めていることから、審議会の運営に関して他に必要な事項が発生した場合は、会長が審議会に諮って定めることとしています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(北海道科学技術審議会条例の廃止)

2 北海道科学技術審議会条例（昭和 28 年北海道条例第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道科学技術審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定により置かれている北海道科学技術審議会（以下「旧審議会」という。）は、第 19 条の規定により置かれた審議会とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 3 条第 2 項の規定により旧審議会の委員に委嘱されている者は、第 22 条第 1 項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱された日から起算する。

5 この条例の施行の日前に、基本計画の策定に関し、旧審議会の意見を聴いたときは、同日以後においては、第 10 条第 4 項の規定による意見の聴取をしたものとみなす。

(検討)

6 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「北海道科学技術振興条例」の解説

発 行 年 月 平成 2 1 年 4 月

発 行 者 北海道

編 集 者 総合政策部科学 IT 振興局科学技術振興課

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111 (代表) 内線 23-162・163